

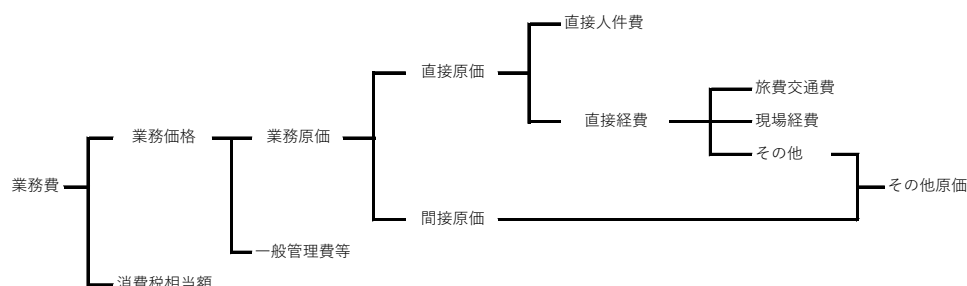
福島県農林水産部現場技術業務の価格積算基準

1 適用範囲

この基準は、福島県農林水産部現場技術業務実施要領に基づく業務費の積算に適用する。

2 業務費の構成

業務費の構成は、次のとおりとする。



3 業務費構成費目の内容

3-1 直接原価

直接原価は、現場技術業務を実施するために直接必要な費用で、直接人件費及び直接経費で構成する。

(1) 直接人件費

直接人件費は、現場技術業務の実施に必要な技術者に要する費用である。
(業務打合せ、旅行日に係る技術者を含む。)

(2) 直接経費

直接経費は、現場技術業務の実施に必要な費用で、旅費交通費、現場経費で構成する。

ア 旅費交通費

旅費交通費は、現場技術業務の実施に必要な宿泊及び移動に要する費用である。

イ 現場経費

現場経費は、現場技術業務の実施に必要な次の(ア)から(ウ)までに要する費用である。

(ア) 業務用自動車損料、燃料費等

(イ) 業務用事務室損料

(ウ) 電算機使用経費

ウ その他

上記ア及びイ以外の経費については、その他原価として計上する。

3-2 その他原価

その他原価は、間接原価及び直接経費（積上計上するものを除く）で構成する。

また、事務用品費（用紙、文房具類等）及びパソコン経費はその他原価に含まれる。

なお、特殊な技術計算、図面作成等を専門業に外注する場合に必要な経費を含むものである。

間接原価は、当該業務担当部署の部門管理者・事務職員の人件費、当該業務担当部署に係る地代家賃・賃借料・減価償却費・消耗品費・通信運搬費等、当該業務の業務原価のうち直接原価以外のものとする。

3-3 一般管理費等

一般管理費等は、現場技術業務の実施に必要な費用で、一般管理費及び付加利益で構成する。

(1) 一般管理費

一般管理費は、当該業務を実施する建設コンサルタント等の本店及び支店のうち、当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含むものである。

(2) 付加利益

付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用を含むものである。

3-4 消費税相当額

消費税相当額は、業務価格に対する消費税相当額である。

4 業務費の積算

業務費は、次の式により算定して得た額とする。

$$\begin{aligned} \text{業務費} &= (\text{業務価格}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= \{(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) + (\text{一般管理費等})\} \\ &\quad \times \{1 + (\text{消費税率})\} \end{aligned}$$

4-1 直接原価

(1) 直接人件費

直接人件費に係る各費目の積算は、次のとおりとする。

ア 一般勤務

(ア) 監督支援型

技術者の区分	技術者の職種	備考	摘要
現場技術員 (A)	技師B等	業務内容に合った職種を選定する。	直接人件費の算定は次式による。 なお、業務内容が標準的でない場合は別途考慮するものとする。
現場技術員 (B)	技師C		
現場技術員 (C)	技術員		

(注) 技術者区分ごとの直接人件費＝業務期間（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を含む日数）×0.64×技術者の職種に応じた基準日額

(イ) 事業促進型

技術者の区分	技術者の職種	備考	摘要
主任技術者	技師A		直接人件費は作業実日数に基準日額を乗じて算定する。 なお、作業実日数は、業務内容を考慮し、決定するものとする。
技術員	技師B	業務内容に合った職種を選定する。	直接人件費の算定は次式による。 なお、業務内容が標準的でない場合は別途考慮するものとする。
	技師C		
	技術員		

(注) 技術者区分ごとの直接人件費＝業務期間（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を含む日数）×0.64×技術者の職種に応じた基準日額

イ 業務打合せ

(ア) 監督支援型

業務打合せとして管理技術者「技師A」を1ヶ月当たり、1回（現場技術員1人当たり0.25人／1回）を計上する。なお、1業務で現場技術員が複数の場合であっても管理技術者の計上は、1名／回を上限とする。

旅行に係る直接人件費は別途計上する。

(イ) 事業促進型

業務打合せとして管理技術者「主任技師」を1ヶ月当たり、1回を計上する。

なお、打合せ回数は、現場条件及び作業内容等により必要に応じ適宜増減することができる。打合せに係る作業日数は0.5日を標準とし、業務内容等によりこれにより難しい場合は、0.5日単位で計上する。

旅行に係る直接人件費は別途計上する。

(2) 直接経費

直接経費の算定は、旅費交通費及び現場経費を積み上げて算定し、これら以外の経費については、その他原価として計上する。

ア 旅費交通費

旅費交通費は、「農業農村整備事業・森林土木事業における調査・測量・設計業務の旅費交通費について（平成27年10月29日付け27農第1841号農林技術課長改正通知）」により実態に応じて計上するものとする。

発注者施設で業務を実施する場合であって、通勤により業務を行う場合は、積算基点から勤務場所までの交通費は原則として計上しない。

ただし、滞在費が必要となる場合は適宜計上する。

打合せについては、積算基点から発注者の事務所等までの旅費交通費を計上する。

イ 現場経費

(ア) 業務に自動車が必要な場合は、業務用自動車経費を次により算定する。

a 業務用自動車は、原則として、5人乗りライトバン（1.5L）とする。

b 1日の運転時間は最高3時間とし、現地の状況により必要時間（勤務場所及び最遠現場のそれぞれが含まれる福島県旅費取扱規則 別表第1で定められた地域区分の基点間の距離を40km/hrで除した時間（小数点以下第1位止め、第2位四捨五入））を計上する。燃料及び運転時間当たり損料は当該時間、供用日当たり損料は1日分を計上する。

c 業務用自動車損料については、「土地改良事業等機械損料算定表」に

基づいて算定するものとする。

d 運転労務費は、現場技術員、主任技術者又は技術員が直接運転するものとして計上しない。

e 運転対象日数は、業務内容に応じて計上する。

(イ) 業務用事務室損料等については、発注者施設を無償使用する場合は計上しないものとする。

(ウ) 電算機使用経費については、電算機リース料等が必要となる場合に計上するものとする。

4-2 その他原価

その他原価は次の式により算定して得た額の範囲内とする。

$$\text{その他原価} = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は業務原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

4-3 一般管理費等

一般管理費等は次の式により算定して得た額の範囲内とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

4-4 消費税相当額

消費税相当額は、業務価格に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。

附則 この基準は令和 5年 2月 1日から適用する。